

行方市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月3日

行方市長 高 須 敏 美

行方市規則第30号

行方市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

行方市特別職報酬等審議会規則(平成17年行方市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「行方市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民」を「地方行政に関し識見を有する者その他市民」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。